

# 令和3年度 定期総会



## 議事

- 議案第1号 令和2年度事業経過報告
- 議案第2号 令和2年度決算報告  
令和2年度監査報告
- 議案第3号 令和3年度事業計画(案)
- 議案第4号 令和3年度予算(案)
- 議案第5号 会則の一部改正(案)

令和3年5月1日  
沖縄市宮里自治会



# 宮里自治会

## 令和3年度 定期総会

評議委員会で検討の結果、新型コロナウイルス感染予防対策の為、総会開催を見送ることに決定した。

下記の議案について評議委員で審議し、承認を得て総会に代える。

(会員には、自治会だより5月号にて掲載し報告とする。)

### 1. 議案審議

議案第1号 令和2年度 事業経過報告

議案第2号 令和2年度 決算報告

令和2年度 監査報告

議案第3号 令和3年度 事業計画(案)

議案第4号 令和3年度 予算(案)

議案第5号 会則の一部改正(案)

### 2. 報告事項

①監事及び顧問について

②財産の取得（名義移転登記）について

令和2年度 事業経過報告

定例で行っている活動

- \* 総務委員会 (毎月1回 19:30～)
- \* かりゆし福祉会 (毎月第1金曜日 16:00～)
- \* 生きがいデイサービス (毎月第2・第4金曜日 10:00～)
- \* 少年を守る日 (毎月第3金曜日 21:00～)
- \* 道路ボランティア活動 (毎月第4日曜日 9:00～)
- \* 公園清掃の日 (毎月第2日曜日 9:00～)
- \* 青年部エイサー練習 (毎週木曜日 20:00～)
- \* 自主学习教室
- \* 親子パソコン教室

} コロナ対策により実施無し

月 日	摘 要	月 日	摘 要
4月1日	新年度スタート	11月5日	青色回転灯研修会
8日	自治会監査	7日	公民館講座ペーパークラフトかご作り
10日	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 沖縄県緊急事態措置により公民館閉館	9日～13日	宮里児童センター共同企画 「笑顔うまれる展」第1弾
	※ 総会中止について評議委員会で決定。	12日	宮里中学校 自治会長会
	※ 入園・入学式・学校行事・公的行事等参加 自粛	25日	タウンミーティング(宮里小体育館にて)
		29日	越来城下町まつり YouTube収録(市民会館にて)
5月21日	緊急事態措置解除により公民館開館	12月3日	第2回評議委員会
	※ 沖縄市よりコロナ対策補助金(12万円)支 給決定。消毒液・扇風機等購入	7日～11日	宮里児童センター共同企画 「笑顔うまれる展」第2弾
	※ 総務委員会・自治会運営規程作成	23日	第3回宮里中学校 制服委員会
6月13日～14日	コロナ補助金にて2階ホール網戸改修工事	1月4日	令和3年 仕事始め
18日	評議委員会	7日	自治会長選挙管理委員会委嘱状交付式
7月1日	市道31号線歩道整備工事打合せ	8日	沖縄市 新年式
2日	宮里中学校 自治会長会	12日～15日	宮里児童センター共同企画 「笑顔うまれる展」第3弾
	青少年育成市民会議表彰伝達式(公民館にて)	14日	宮里中学校 自治会長会
10日～12日	JA支部長会視察研修	20日	1階照明器具取替
15日	市道31号線歩道整備工事スタート	2月25日	宮里中学校 自治会長会
31日	公民館講座 アーユルペーダ健康講座	3月1日	自治会長選挙 告示
8月	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い	4日	自主防災組織 役員勉強会
1日～29日	県より外出自粛要請発動(公民館は稼働)	11日～12日	自治会長選挙 選挙人名簿縦覧
3日～7日	夏休み宿題教室	12日	自治会長選挙 立候補届受付
21日	道路ふれあい月間表彰式(市長室にて)		立候補者1名のため無投票当選 自治会長委嘱状交付式
9月6日	台風後パトロール(自主防災組織)	15日～26日	認知症パネル展 (かりゆし福祉会・地域包括支援センター中部北)
26日	公民館講座 50代からの終活セミナー	17日	第4回宮里中学校 制服委員会
30日	敬老記念品(金魚)制作スタート	22日	沖縄市社協評議委員会
10月19日 ～23日	自治会加入促進月間 パネル展(市役所ロビーにて)		
24日	敬老記念品配布スタート		
25日	サンダンカ通り植栽作業		

## 議案第2号

## 令和2年度 宮里自治会 決算書

収入総額	7,105,907
支出総額	6,806,363
差引残高	299,544

自:令和2年4月1日

至:令和3年3月31日

## 収入

△は減 (単位:円)

項	目	科目	当初予算額	収入済額	増減	説明
1	1	自治会費	5,688,000	5,182,000	△ 506,000	持家世帯×680軒(604軒完納)→4,588,400円 借家世帯×99軒(66軒完納)→351,600円 賛助会員×43軒(18軒完納)→244,000円
2		交付金・補助金	850,090	997,709	147,619	
	1	自治会運営交付金	148,090	148,090	0	沖縄市より
	2	敬老事業補助金	150,000	167,901	17,901	沖縄市より
	3	保安灯電気料金補助金	303,000	306,000	3,000	沖縄市より
	4	市陸上競技大会交付金	1,000	0	△ 1,000	
	5	地域福祉活動費	10,000	10,000	0	赤い羽根共同募金還元金
	6	日赤地区交付金	10,000	9,840	△ 160	赤十字募金還元金
	7	小地域ネットワーク事業	50,000	50,000	0	沖縄市社会福祉協議会より
	8	その他の補助金・交付金	178,000	305,878	127,878	沖縄市より(コロナウイルス感染症対策支援補助金12万円含)
3	1	公民館使用料	1,000	31,500	30,500	2階ホール使用料
4	1	寄付金	1,000	200,000	199,000	詳細は別紙 P5
5	1	雑収入	400,000	253,178	△ 146,822	各サークル使用料、コココーラ販売機還元金、クーラー利用料、預金利息等
6	1	繰入金	310,000	204,098	△ 105,902	備品購入積立金・施設補修積立金より繰入
7	1	繰越金	237,422	237,422	0	令和元年度より繰越金
		合計	7,487,512	7,105,907	△ 381,605	

## 支 出

△は減

(単位:円)

項 目	科 目	当初予算額	補正・流用	予算現額	支出済額	予算残額	説 明
1	会 議 費	35,000	0	35,000	0	35,000	
	1 会議費	35,000	0	35,000	0	35,000	
2	人 件 費	3,446,000	0	3,446,000	3,446,000	0	
	1 自治会長報酬	360,000	0	360,000	360,000	0	会長 12×30,000=360,000
	2 職員給与	2,616,000	0	2,616,000	2,616,000	0	書記 12×83,000=996,000 集金人 3人×45,000×12=1,620,000
	3 諸手当	455,000	0	455,000	455,000	0	会長 2×60,000=120,000 (前期・後期) 副会長15,000 書記 2×160,000=320,000 (前期・後期)
	4 監査手当	15,000	0	15,000	15,000	0	監査 3×5,000=15,000
3	退職積立金	132,000	0	132,000	132,000	0	
	1 会長退職積立金	100,000	0	100,000	100,000	0	
	2 書記退職積立金	32,000	0	32,000	32,000	0	
4	需 用 費	1,424,216	0	1,424,216	1,351,337	72,879	
	1 光熱水費	500,000	△ 14,063	485,937	427,518	58,419	4-2 消耗品費へ315円流用 4-4 備品費へ13,748円流用
	2 消耗品費	200,000	315	200,315	200,315	0	4-1 光熱水費より315円流用 内62,870円は消毒液等コロナ対策
	3 通信運搬費	125,000	0	125,000	110,540	14,460	
	4 備品費	225,000	13,748	238,748	238,748	0	4-1 光熱水費より13,748円流用 内34,650円は空気清浄機等コロナ対策
	5 備品リース代	156,816	0	156,816	156,816	0	
	6 公民館保険料	78,600	0	78,600	78,600	0	
	7 購読費	73,800	0	73,800	73,800	0	
	8 車輛管理費	65,000	0	65,000	65,000	0	
5	事 業 費	406,000	0	406,000	270,218	135,782	
	1 地域交流事業費	100,000	0	100,000	1,609	98,391	
	2 敬老会	180,000	0	180,000	172,978	7,022	
	3 市陸上競技大会出場費	1,000	0	1,000	0	1,000	
	4 小地域ネットワーク事業	55,000	0	55,000	51,195	3,805	5万円は社協より
	5 公園清掃活動費	70,000	0	70,000	44,436	25,564	

支出

△は減 (単位:円)

項 目	科 目	当初予算額	補正・流用	予算現額	支出済額	予算残額	説 明
6	<b>施設維持費</b>	<b>761,000</b>	<b>0</b>	<b>761,000</b>	<b>550,503</b>	<b>210,497</b>	
	1 会館修理費	1,000	21,831	22,831	22,831	0	6-2 保安灯電気料より21,831円流用 内22,831円は網戸等コロナ対策
	2 保安灯電気料	750,000	△ 21,831	728,169	527,672	200,497	6-1 会館修理費へ21,831円流用
	3 美化費	10,000	0	10,000	0	10,000	
7	<b>渉外費</b>	<b>85,000</b>	<b>0</b>	<b>85,000</b>	<b>38,000</b>	<b>47,000</b>	
	1 渉外費	20,000	0	20,000	10,000	10,000	青少年育成市民会議会費・沖縄市市民憲章推進協議会会費 他
	2 研修費	30,000	0	30,000	0	30,000	自治会長宿泊研修費・全国公民館研究集会参加費 他
	3 旅費交通費	10,000	0	10,000	10,000	0	
	4 慶弔費	25,000	0	25,000	18,000	7,000	
8	<b>育成費</b>	<b>195,000</b>	<b>0</b>	<b>195,000</b>	<b>100,000</b>	<b>95,000</b>	
	1 老人会	50,000	0	50,000	50,000	0	
	2 女子部	30,000	0	30,000	30,000	0	
	3 青年部	20,000	0	20,000	20,000	0	
	4 自主防災組織	20,000	0	20,000	0	20,000	
	5 宮中PTA支部	30,000	0	30,000	0	30,000	宮里中学校(北支部・南支部) 2×15,000円
	6 宮小PTA支部	35,000	0	35,000	0	35,000	子ども会7×5,000円
	7 青少年育成費	10,000	0	10,000	0	10,000	
9	<b>負担・分担金</b>	<b>37,000</b>	<b>0</b>	<b>37,000</b>	<b>36,000</b>	<b>1,000</b>	
	1 負担・分担金	36,000	0	36,000	36,000	0	自治会長協議会費、公民館長協議会費、沖縄地区防犯協会会費
	2 公民館改修工事負担金	1,000	0	1,000	0	1,000	
10	<b>積立金</b>	<b>820,000</b>	<b>0</b>	<b>820,000</b>	<b>820,000</b>	<b>0</b>	
	1 施設補修積立金	810,000	0	810,000	810,000	0	別途 積立金へ P5
	2 自治会運営積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	別途 積立金へ P5
11	<b>諸雑費</b>	<b>100,000</b>	<b>0</b>	<b>100,000</b>	<b>62,305</b>	<b>37,695</b>	
	1 選挙費	30,000	0	30,000	28,337	1,663	
	2 公課費	40,000	0	40,000	32,300	7,700	
	3 諸雑費	30,000	0	30,000	1,668	28,332	
12	<b>予備費</b>	<b>46,296</b>	<b>0</b>	<b>46,296</b>	<b>0</b>	<b>46,296</b>	
	1 予備費	46,296	0	46,296	0	46,296	
<b>合 計</b>		<b>7,487,512</b>	<b>0</b>	<b>7,487,512</b>	<b>6,806,363</b>	<b>681,149</b>	

## 令和2年度 積立金明細書

科 目	積立金残額	令和2年度積立金	繰 出 金	合 計
自治会運営積立金	343,266	10,000	0	353,266
施設補修積立金	2,589,638	820,024	204,098	3,205,564
合 計	2,932,904	830,024	204,098	3,558,830

※ 利息 24円。その 24 円は施設補修積立金に積み立てました。

※2 施設補修積立金は、810,024円に、軽トラ購入特定寄付金10,000円を加えた額

## 令和2年度 寄付金

行 事 等	人 数	金 額
香典返し	4	130,000
サークル等	3	70,000
計	7	200,000

## 令和2年度 特定寄付金

	人 数	金 額
軽トラ購入	1	10,000 ※2

施設補修積立金より令和元年輕トラ購入時に668,620円を繰り出している為  
軽トラへの寄付金は、繰り出した分の金額に達するまで施設補修積立へ当てていく

繰出金	前年までの寄付合計	今年度寄附	残額
668,620	57000	10000	601,620

## 令和2年度 各団体活動報告

### 老人会

月日	内 容	月日	内 容
4月9日	新春グラウンドゴルフ大会	11月16日	宮里老人会わなげ大会
4月24日	役員会	11月16日	市老連ゲートボール大会
5月	役員会	12月4日	友愛訪問
	定期総会(コトの為資料配布のみ)	1月21日	ペタンク大会
7月9日	親睦グラウンドゴルフ大会	2月25日	役員会
7月20日	友愛訪問	3月11日	宮里老人会グラウンドゴルフ大会
10月6日	市老連グラウンドゴルフ大会	3月25日	役員会
《 定例で行っている活動 》 *コロナ感染緊急事態宣言からあとは宮里公園にて活動 定例会(毎月第1・第3月曜日 2時～) 友愛訪問活動(毎月1回) 公園清掃(毎週 月・金曜日 8時～9時) 公園草刈清掃(毎月1回) ゲートボール(毎週 月～土曜日 9時～) グラウンドゴルフ(毎月第2、第4木曜日 9時～)			

### 女子部

月日	内 容	月日	内 容
6月12日	役員会	11月14日	セラピードッグ講話
7月10日	定例会	12月12日	クリスマスツリー工作
9月11日	定例会	1月15日	定例会
10月9日	定例会	2月19日	役員会
10月17日	リラックスヨガ体験	3月19日	定例会

### 青年部

月日	内 容	月日	内 容
6月13・14日	公民館ホール網戸改修工事	1月20日	学習室照明器具取替
10月24日	恩納村ホテルにて演舞	1月26日	玄関まわりリフォーム
11月29日	越来城下町まつりYoutube収録		
《 定例で行っている活動 》 毎週木曜日 19時30分練習			

\*今年度、小学校子ども会・中学校支部活動は、  
コロナにより自粛のため活動が出来ませんでした。



# 監査報告書

沖縄市宮里自治会  
会長 幸喜 愛 殿


令和2年度の監査を次のとおり実施しましたので、その結果を報告致します。


## 記

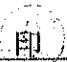
- (1) 期日：令和3年4月7日
- (2) 場所：宮里自治会事務所
- (3) 対象：令和2年度会計書類全般

金銭出納簿、領収証及び金銭との照合、諸帳簿の記載及び決算書類を監査した結果、適正に処理されていることを確認しました。

令和3年4月7日

監事 宮城 紀男 

監事 野中 愛 

監事 仲村 昌樹 

## 令和3年度 事業計画書(案)

定例で行っている活動

- \* 総務委員会 (毎月第1木曜日 19:30～)
- \* かりゆし福祉会 (毎月第1金曜日 16:00～)
- \* 生きがいデイサービス (毎月第2・第4金曜日 10:00～)
- \* 少年を守る日 (毎月第3金曜日 21:00～)
- \* 道路ボランティア活動 (毎月第4日曜日 9:00～)
- \* 公園清掃の日 (毎月第2日曜日 9:00～)
- \* 青年部エイサー練習 (毎週木曜日 20:00～)
- \* 親子パソコン教室 (毎週土曜日 10:00～12:00)
- \* 自主学习教室 (毎週土曜日 13:00～15:00)
- \* 公民館講座 (年3回実施)

※新型コロナウイルス感染症対応や諸般の事情により、事業内容が変更になることがあります。随時状況を見て判断します。予めご了承ください。

月	日	曜日	主要事業等
4月	1日	木	第3回評議委員会 ※コロナ感染症拡大に伴い令和3年度自治会定期総会の開催見送り決定。
	7日	水	会計監査 ※評議委員にて総会議案事項について討議し、議決事項を報告して総会に代える。
5月	1日	土	自治会だよりで評議委員会での議決事項開示
6月			学習等共用施設換気空調設備工事予定(全館)
7月			宝くじ助成金を受けて可動式テーブル購入予定 夏休み宿題教室
8月	20日～22日		拝所草刈り 旧盆 (エイサー道じゅねー予定)
9月			防災訓練①
10月			越来城下町まつり
11月	14日	日	クリーンデー・イン沖縄市 敬老記念品配布
12月	4日	土	生涯学習フェスティバル
	11日	土	青少年育成会 子ども芸能祭
1月	26日	水	自治会 新年会 於:宮里公民館 二階ホール 御願解ち
2月	1日	火	旧正月 防災訓練②
3月	6日	日	3・7運動の日(グラウンドゴルフ大会予定)

### ＜新規事業＞

※ 壮年部立上げ

(概ね30代から60代の年齢層での交流・地域活動を目的とした団体をスタートさせる。)

※ 公民館建設委員会立上げ

(S52年完成の宮里公民館。築50年を前に新公民館建設に向けての準備をスタートさせる。)

※ ふるさと納税活用事業

(賛助型ふるさと納税の仕組みを活用し自治会活動資金の収入源を確保する。)

## 議案第4号

## 令和3年度宮里自治会 予算書(案)

収入総額	7,762,634
支出総額	7,762,634
差引残高	0

自:令和3年4月 1日

至:令和4年3月31日

## 収入

△は減

(単位:円)

項 目	科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1	1 自治会費	5,688,000	5,688,000	0	
2	2 交付金・補助金	1,572,090	850,090	722,000	
	1 自治会運営交付金	248,090	148,090	100,000	沖縄市より 自治会活動支援金(10万円)を含む
	2 敬老事業補助金	160,000	150,000	10,000	沖縄市より
	3 保安灯電気料金補助金	306,000	303,000	3,000	沖縄市より
	4 市陸上競技大会交付金	1,000	1,000	0	沖縄市体育協会より(令和2年より度開催見送り)
	5 地域福祉活動費	12,000	10,000	2,000	赤い羽根共同募金還元金
	6 日赤地区交付金	10,000	10,000	0	赤十字募金還元金
	7 小地域ネットワーク事業	50,000	50,000	0	沖縄市社会福祉協議会より
	8 その他の補助金・交付金	785,000	178,000	607,000	インターネット環境整備支援金(10万円)・宝くじ助成金(50万円) インターネット回線補助金・宮里第一公園清掃ボランティア等
3	1 公民館使用料	1,000	1,000	0	2階ホール使用料等
4	1 寄付金	1,000	1,000	0	ふるさと納税
5	1 雑収入	200,000	400,000	△ 200,000	各サークル使用料・自動販売機還元金・クーラー使用料金・預金利息等
6	1 繰入金	1,000	310,000	△ 309,000	
7	1 繰越金	299,544	237,422	62,122	令和2年度より繰越
	合 計	7,762,634	7,487,512	275,122	

支出

△は減

(単位:円)

項目	科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1	会議費	35,000	35,000	0	
	1 会議費	35,000	35,000	0	
2	人件費	3,446,000	3,446,000	0	
	1 自治会長報酬	360,000	360,000	0	会 長 12ヶ月×30,000円=360,000円
	2 職員給与	2,580,000	2,616,000	△36,000	書記 12ヶ月×80,000円=960,000円 集金人 12ヶ月×45,000円×3人=1,620,000円
	3 諸手当	491,000	455,000	36,000	会長 2回×60,000円=120,000円(前・後期) 副会長 1回×15,000円=15,000円 書記 2回×160,000円=320,000円(前・後期) 書記食事手当 12ヶ月×3,000円=36,000円
	4 監査手当	15,000	15,000	0	監 査 3名×5,000円=15,000円
3	退職金積立	132,000	132,000	0	
	1 会長退職金積立	100,000	100,000	0	
	2 書記退職金積立	32,000	32,000	0	
4	需用費	1,820,216	1,424,216	396,000	
	1 光熱水費	500,000	500,000	0	電気料、水道料、ガス
	2 消耗品費	200,000	200,000	0	
	3 通信運搬費	135,000	125,000	10,000	ふるさと納税お礼状送料・インターネット回線使用料等
	4 備品費	611,000	225,000	386,000	インターネット環境整備補助金利用(10万円)・宝くじ助成金(可動式テーブル購入50万円)等
	5 備品リース代	156,816	156,816	0	コピー機リース料
	6 公民館保険料	78,600	78,600	0	行事傷害補償・賠償責任補償・職員災害補償
	7 購読費	73,800	73,800	0	沖縄タイムス・琉球新報
	8 車輛管理費	65,000	65,000	0	ガソリン代、任意保険料等
5	事業費	406,000	406,000	0	
	1 地域交流事業	100,000	100,000	0	新年会・グラウンドゴルフ大会等
	2 敬老会	180,000	180,000	0	敬老記念品配布事業
	3 市陸上競技大会出場費	1,000	1,000	0	令和2年度から開催見送り
	4 小地域ネットワーク事業	55,000	55,000	0	かりゆし福祉会活動費
	5 公園清掃活動費	70,000	70,000	0	宮里第一公園清掃費

## 支出

△は減

(単位:円)

項目	科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
6	施設維持費	661,000	761,000	△100,000	
	1 会館修理費	1,000	1,000	0	
	2 保安灯電気料	650,000	750,000	△100,000	
	3 美化費	10,000	10,000	0	
7	渉外費	85,000	85,000	0	
	1 渉外費	20,000	20,000	0	青少年育成市民会議会費・沖縄市市民憲章推進協議会会費等
	2 研修費	30,000	30,000	0	自治会長宿泊研修・全国公民館研究集会参加費等
	3 旅費交通費	10,000	10,000	0	
	4 慶弔費	25,000	25,000	0	
8	育成費	195,000	195,000	0	
	1 老人会	50,000	50,000	0	
	2 女子部	30,000	30,000	0	
	3 青年部	20,000	20,000	0	
	4 自主防災組織	20,000	20,000	0	
	5 宮中PTA支部	30,000	30,000	0	2支部×15,000円
	6 宮小PTA支部	35,000	35,000	0	7子ども会×5,000円
	7 青少年育成費	10,000	10,000	0	
9	負担・分担金	37,000	37,000	0	
	1 負担・分担金	36,000	36,000	0	自治会長協議会費・公民館長協議会費・防犯協議会費
	2 公民館改修工事負担金	1,000	1,000	0	
10	積立金	820,000	820,000	0	
	1 施設補修積立金	810,000	810,000	0	
	2 自治会運営積立金	10,000	10,000	0	
11	諸雑費	71,000	100,000	△29,000	
	1 選挙費	1,000	30,000	△29,000	
	2 公課費	40,000	40,000	0	法人税・軽トラ自動車税等
	3 諸雑費	30,000	30,000	0	公民館建設委員会にかかる費用等
12	予備費	54,418	46,296	8,122	
	1 予備費	54,418	46,296	8,122	
	合計	7,762,634	7,487,512	275,122	

議案第 5 号

会則の一部改正(案)

提案理由) 壮年部新設の為

改正点

・第 10 条3項へ壮年部を追記

評議委員は、老人会、壮年部、青年部、女子部、子ども育成会、民生委員・児童委員、自主防災組織、各委員会の代表 2 名をもってあてる。

## 報告事項①

### 監事及び顧問について

宮里自治会会則第10条第4項の規定に基づき評議委員会で選任し、会長より監事及び顧問を委嘱する。

#### 監 事

宮 城 紀 男

仲 村 昌 樹

野 中 愛

#### 顧 問

當 山 盛 吉

#### 任 期

令和3年6月1日から令和5年5月31日までとする。

## 報告事項②

### 財産の取得（名義移転登記）について

宮里自治会運営規定第33条（財産の取得及び処分）に基づき進めてきた以下の地目の宮里自治会への名義移転登記手続きが令和3年度中に完了することを報告する。

① 美里1丁目12番	池 沼	26.00 m <sup>2</sup> (旧シリーガー)
② 美里1丁目52番	雑種地	16.00 m <sup>2</sup> (旧龍宮)
③ 宮里1丁目73番	宅 地	177.50 m <sup>2</sup> (公民館①)
④ 宮里1丁目75番	宅 地	225.26 m <sup>2</sup> (公民館②)
⑤ 宮里1丁目145番	原 野	44.00 m <sup>2</sup> (旧火又神)
⑥ 宮里1丁目147番1号	原 野	138.00 m <sup>2</sup> (旧拝所・トゥヌ)
⑦ 城前町322番地	池 沼	24.00 m <sup>2</sup> (旧ウフィーガー)

# 宮里自治会会則

## 第1章 総 則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、沖縄市宮里自治会と称し、事務所を沖縄市宮里1丁目3番9号宮里公民館内におく。

### (目的)

第2条 本会は、民主的な運営により会員の親睦と融和を図り、自治会の発展および会員の福利増進に寄与することを目的とする。

### (区域)

第3条 本会の区域は、別紙に定められた範囲とする。

### (会員)

第4条 本会は、前条に定める区域に居住し、かつ本会に加入した者をもって会員とする。

2 本会の活動に賛同する事業所は、賛助会員とすることができる。ただし、議決権は有しない。

### (入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (退会等)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に居住しなくなった場合。

(2) 本人より所定の退会届が会長に提出された場合。または口頭による申し出があった場合。

(3) 会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合。

### (会費)

第7条 本会の会費額は、総会で定める。

2 会費は世帯を単位とし世帯主が納付義務を有する。

3 会員に特別な事情がある場合は、会費を減額又は免除することができる。

### (活動)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) ゆいまーるの精神で住民相互の融和と親睦並びに相互扶助に関する活動。



- (2) 教育、文化の向上に関する活動。
- (3) 青少年の健全育成に関する活動。
- (4) 防災、防犯、交通安全等、安全な街づくりに関する活動。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 地域の美化、環境整備に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 功労者表彰に関すること。
- (9) その他、目的達成に必要なこと。

## 第2章 役員等

### (役員等)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
評議委員	20名以内

- 2 本会に、監事3名を置く。
- 3 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

### (役員等の選出)

第10条 会長は、会員の中から会員が選挙する。

- 2 副会長は、評議委員の互選で選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議委員は、老人会、**壮年部**、青年部、女子部、子ども育成会、民生委員・児童委員、自主防災組織、各委員会の代表2名をもってあてる。
- 4 監事及び顧問は、評議委員会で選任し、会長が委嘱する。

### (役員等の任期)

第11条 役員等の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

### (役員等の任務)

第12条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議委員は、会の運営に当たる。
- (4) 監事は、本会の事務、会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 顧問は、会長の要請により本会の活動に対して指導、助言を行う。

(報酬)

第13条 会長・副会長及び監事には、手当を支給する。額については別にこれを定める。

### 第3章 組 織

(組織)

第14条 本会に、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 委員会

(総会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎会計年度終了後、5月に開催する。但し、会長が必要と認めた時、または、評議委員会の議決があったときは、臨時にこれを開くことができる。
- 3 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は、会員の4分の1以上の出席をもって成立する。但し、出席できない者から委任状の提出又は口頭による連絡があった場合は、出席とみなす。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の審議)

第16条 総会における審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会務報告及び決算に関すること。
- (2) 活動計画及び予算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他、重要な事項。

(評議委員会)

第17条 評議委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長
  - (2) 副会長
  - (3) 評議委員
- 2 評議委員会は、会長が必要と認めた時に招集し、会長が議長となる。
  - 3 評議委員会は、過半数をもって成立し、委任状の提出又は口頭による連絡があった場合は出席とみなす。
  - 4 評議委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(評議委員会の審議)

第18条 評議委員会の審議は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案に関する事。
- (2) 副会長、監事及び顧問の選任に関する事。
- (3) 自治会職員の任用、給与等に関する事。
- (4) その他、必要な事項。

#### (委員会)

第19条 本会に委員会を設置し、任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
  - ア 自治会運営全般に関する事。
  - イ その他、他の委員会に属さない事項。
- (2) 教育文化委員会
  - ア 公民館活動、サークル活動に関する事。
  - イ その他、文化活動に関する事。
- (3) 保健体育委員会
  - ア 会員の健康増進に関する事。
  - イ その他、保健体育に関する事。
- (4) 環境美化委員会
  - ア 環境美化に関する事。
  - イ その他
    - 2 委員は、各委員会が適任者を推薦し、会長が委嘱する。任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
    - 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

#### (特別委員会)

第20条 本会の運営に必要と認められた時は、特別委員会を設置することができる。

- 2 委員は、評議委員会で選任し、会長が委嘱する。

## 第4章 職員

#### (職員)

第21条 本会の事務を円滑に処理するために、次の職員を置く。

書記会計 1名 集金人 若干名

- 2 書記会計及び集金人は、会員の中から会長が選任し、評議委員会の承認を得るものとする。
- 3 書記会計は、会の庶務ならびに会計事務を処理する。
- 4 集金人は、自治会費等の徴収業務にあたる。
- 5 書記会計及び集金人の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 書記会計および集金人には、報酬を支給する。報酬額については、別にこれを定める。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動及び事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、その方法は評議委員会の議決によりこれを定める。

### (財産の処分等)

第24条 本会の資産のうち、第22条第1号に掲げる財産を処分又は担保に供する場合は、総会の議決を要する。

### (会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

## 第6章 雑則

### (諸帳簿)

第26条 本会に、次の諸帳簿を備える。

会則 諸規定 財産目録 備品台帳 会員名簿 役員名簿  
金銭出納簿 会計帳簿 公文書綴り 議事録 予算・決算書  
その他必要な書類

- 2 諸帳簿の取り扱いについては別にこれを定める。

## 附 則

- 1.昭和50年4月1日制定
- 2.平成10年4月10日制定
- 3.平成17年3月31日廃止
- 4.平成17年4月1日制定施行する。
- 5.平成26年5月24日一部改正施行する。
- 6.平成30年5月19日一部改正施行する。
- 7.令和元年5月18日一部改正施行する。
- 8.令和3年5月1日一部改正施行する。

# 組 織 図

